

四日市市幼稚園・保育園のあり方について (報告書)

平成27年11月

四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会議

目 次

はじめに

1. 就学前教育・保育の現状について

(1) 就学前の子どもの状況 1

(2) 幼稚園・保育園の状況 1

① 園施設の位置

② 園児数

(3) 就学前教育・保育、子育て支援の実施体制 3

① 幼稚園

② 保育園

③ 幼保一体化園

(4) 幼稚園・保育園における利用者負担 6

2. 就学前教育・保育のあり方（方向性）について

(1) 教育・保育環境 7

(2) 幼児期にふさわしい教育環境の適正化 8

(3) 教育環境の適正化に向けた基本的な方針 9

① 1学級あたりの園児数（学級規模）における適正基準について

② 学級数における適正基準について

③ 適正配置における基本的な方針

(4) 基本的な方針の具体的な対応 10

(5) 子育て支援の充実 11

(6) 就学前教育・保育の質の向上 11

(7) 就学前教育・保育における利用者負担の適正化 12

3. 資料編 15

4. 別記 32

はじめに

四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）は、四日市市における幼稚園・保育園のあり方を検討し、就学前の子どもたちの適正な教育・保育の提供体制を確保するため、幼稚園・保育園の関係者や支援者、保護者の代表等で構成する組織として、平成26年11月から平成27年10月までの1年間に7回の検討会議を重ねてきました。

四日市市においては、公立と私立の幼稚園・保育園がそれぞれの役割と特色を持ちながら協力し、これまで、就学前の子どもの健やかな成長を保護者や地域、学校等と共にはぐくんでまいりました。

一方で、近年の社会・経済状況の変化に伴い、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化、働く女性の増加などにより、子どもの育ちをめぐる環境も大きく変化しています。

こうした状況の中、四日市市における幼稚園・保育園における園児の状況も変わりつつあり、働く女性の増加や就労意向の高まりにより、低年齢児における保育園の園児数は公立・私立ともに増加傾向にある一方、公立幼稚園の園児数は、この10年間余り減少を続けています。

本検討会議では、四日市市の就学前の子どもたちの状況や園児数、幼稚園、保育園、幼保一体化園の運営状況などの現状認識を共有しながら、それぞれの経験や専門的な知識を活かして、率直な意見をいただきながら議論を行いました。

また、この間には、子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）による子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートしており、この法の目的である「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を念頭に、本検討会議では子どもの育ちを中心とする視点を大切にして議論を進めてきました。

そして、幼稚園・保育園のあり方を検討するにあたっては、四日市市の就学前教育・保育の現状を確認しながら、近々の課題と考えられる公立幼稚園の教育環境の適正化と、新制度で各市町に求められている今後の利用者負担額の設定を中心に議論が重ねられ、基本的な考え方及び方針を報告書としてまとめました。

本検討会議においてまとめた報告書の内容や検討会議の中での委員の意見が、今後の市の政策決定に活かされ、四日市市の就学前教育・保育のさらなる発展につながることを期待します。

平成27年11月

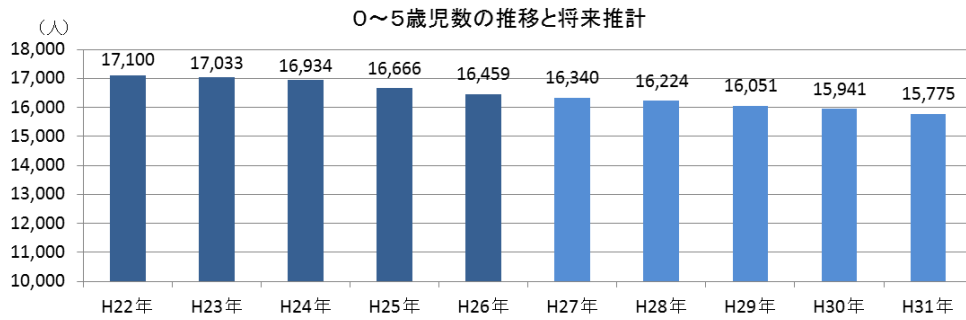
四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会議
会長 須永 進

1. 就学前教育・保育の現状について

(1) 就学前の子どもの状況

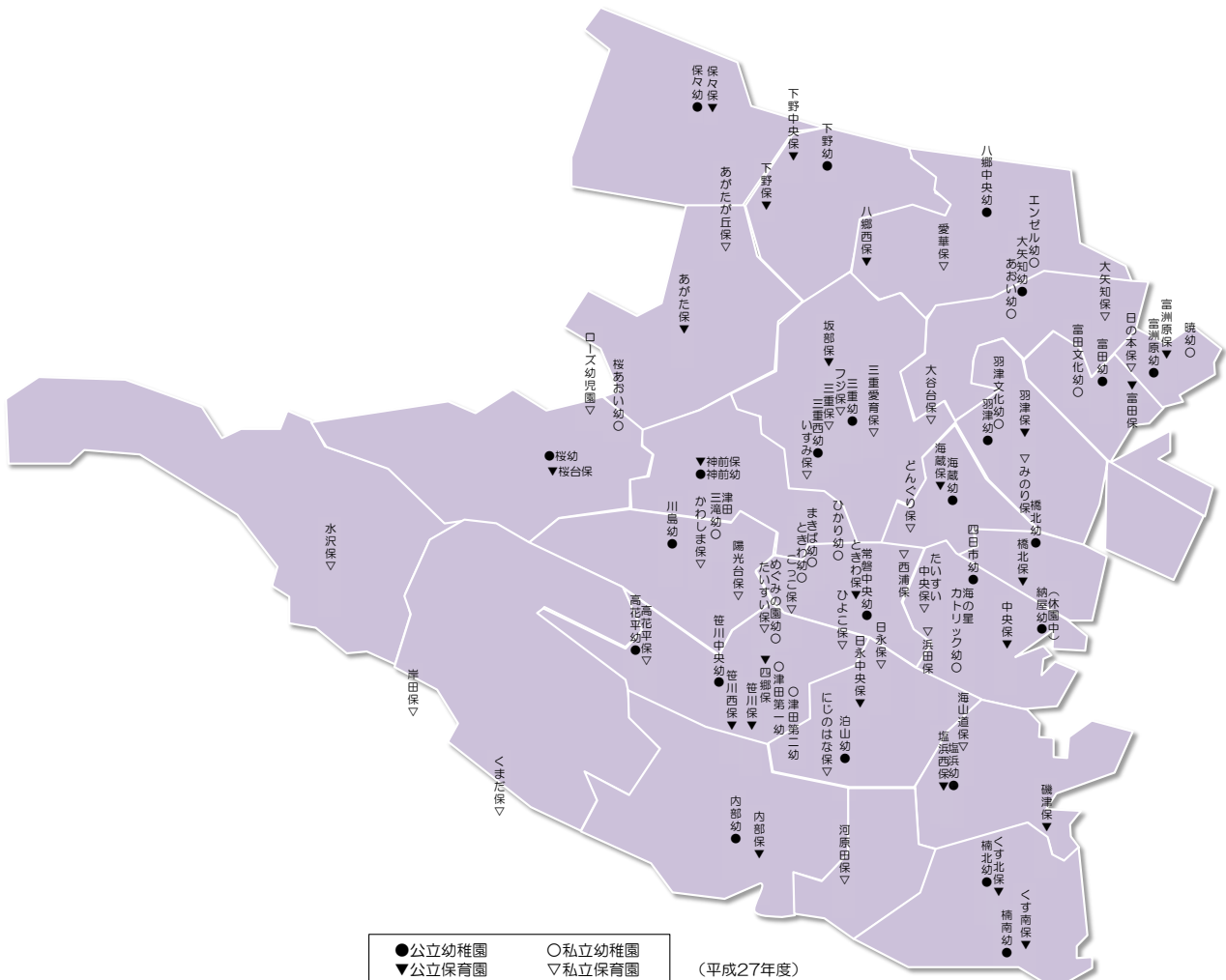
本市における出生数は、平成18年の2,938人を境に減少の傾向が続いていますが、本市の総人口が減少している中、平均初婚年齢の上昇による晩婚化・晩産化、さらに20歳代後半から30歳代の男女の未婚率も過去10年間で比較すると5%以上上昇している傾向となっており、就学前の子どもの数の減少傾向は、今後もしばらく続いていくことが予想される。

(資料編:資料1~5 参照)



(2) 幼稚園・保育園の状況

① 園施設の位置



② 園児数

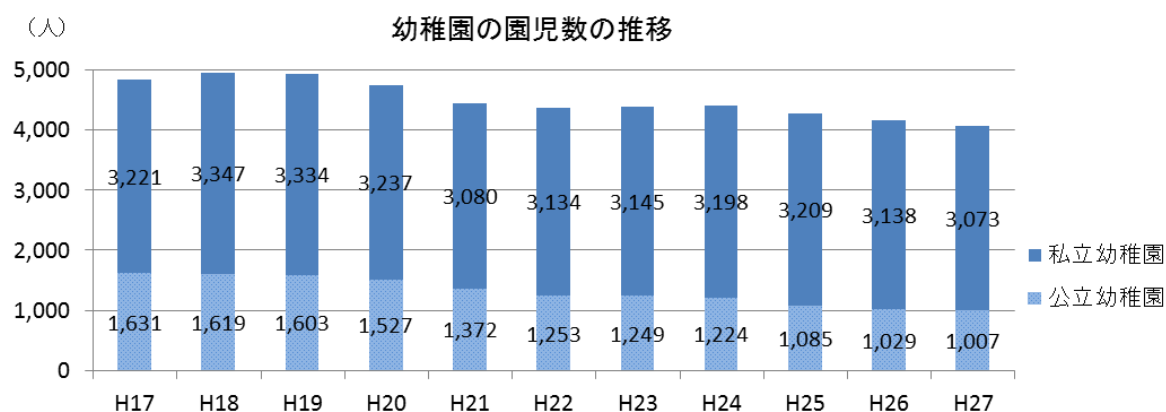
本市における就学前の子どもは、0歳児の約5%、1～2歳児の20～30%が保育園に入園し、3歳児になると、70～80%が保育園または幼稚園に入園している状況となっている。

保育園と幼稚園の園児数の状況を過去の推移で見ると、就学前の子どもの数が減少している中で、幼稚園の園児数は、変動があるものの全体として緩やかに減少の傾向となっている。

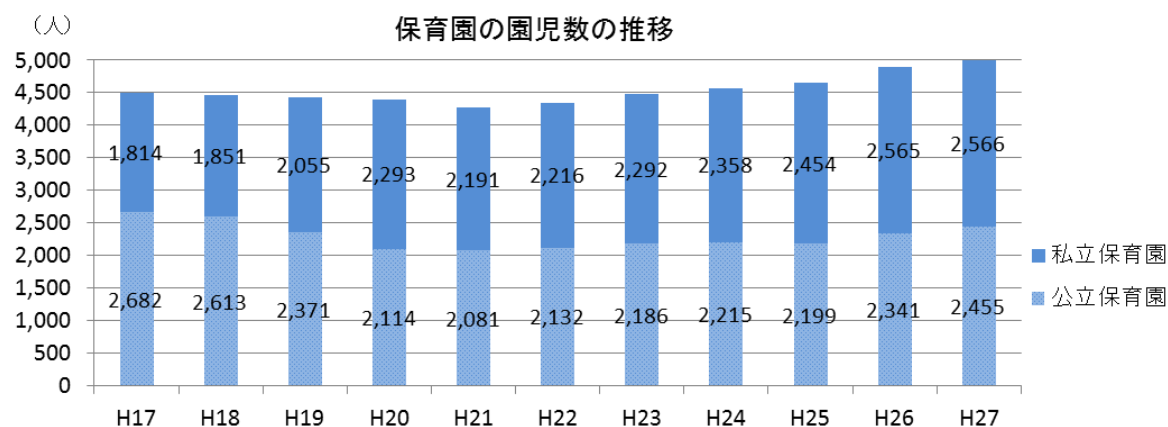
特に、公立幼稚園の園児数は、平成17年と比較すると、約600人減となっており、大きく減少している状況となっている。

一方、保育園の園児数は、平成19年・20年の公立保育園の5園民営化により、公立・私立の園児数に逆転が生じているものの、平成17年と比較すると、全体として約500人増となっており、公立・私立ともに、平成22年以降、徐々に増加している状況となっている。

(資料編:資料6～7参照)



※公立幼稚園は4歳と5歳、私立幼稚園は満3歳～5歳の園児数を表しています。



※0歳～5歳の園児数を表しています。

(3) 就学前教育・保育、子育て支援の実施体制

① 幼稚園

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長に適した環境を与えて、その心身の発達を促進することを目的として設置している。

現在、市内には、公立の幼稚園が23園、私立の幼稚園が14園、合わせて37園の幼稚園が運営を行っている。

公立・私立それぞれの運営状況を見ると、まず公立幼稚園においては、23園全体の園児数が4・5歳児で1,007人、学級数が45学級で、充足率(定員数に対する園児数の割合)は40.8%まで低下している。[平成27年5月現在]

また、園児数が著しく減少している園では、一定の集団規模での教育の実施を確保するため、4歳児と5歳児の混合クラス(平成27年度は対象園が6園)で園運営が行われている。

一方、私立幼稚園においては、14園全体の園児数が満3歳～5歳児で3,073人、学級数が135学級、充足率は76.5%となっている。

公立・私立の園における実施体制や内容は、公立幼稚園での特別支援教育、人權・同和教育等の各園における実施の確保や、私立幼稚園での3歳児保育、教育時間終了後に行う預かり保育等の実施など、公立・私立で異なるものの、基本的には幼稚園教育要領に基づく教育を実践している。

また、各園では、園児の保護者や地域の子育て家庭に対する子育ての相談や施設の開放、保護者同士の交流機会の提供など、地域における子どもの健やかな成長と保護者への支援を行っている。

(資料編:資料8～10参照)

② 保育園

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場として、家庭との緊密な連携の下、子どもの状況や発達過程を踏まえながら、養護と教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とした、児童福祉法に基づく児童福祉施設である。

現在、市内には、公立の保育園が25園、私立の保育園が25園、合わせて50園の保育園が運営を行っている。

公立・私立それぞれの運営状況をみると、まず公立保育園においては、25園全体の園児数が2,455人（0歳児43人、1・2歳児744人、3～5歳児1,668人）、充足率（定員数に対する園児数の割合）は86.1%で、一方、私立保育園においては、25園全体の園児数が2,566人（0歳児106人、1・2歳児817人、3～5歳児1,643人）、充足率は103.7%となっている。〔平成27年4月現在〕

また、公立・私立ともに、保育園の利用児童数は、働く女性の増加や家族構成の変化などにより、主に低年齢児において増加傾向になっているため、待機児童数は平成26年度で55人（10月1日現在）となっている。平成27年度においては、こうした状況に対応するため、定員枠を拡充しているものの、保護者の就職活動中における保育の受入れなど、保育の必要性の認定要件を緩和したことから、4月1日現在の待機児童数は59人となっており、さらに増加することが予想される。

公立・私立の保育園における実施体制や内容は、公立・私立の役割分担、連携により、公立園においては特別支援保育を全園で実施する一方、私立園では多様な保育ニーズに対応した延長保育や一時保育等を各園で実施している。

また、園児の保護者や地域の子育て家庭に対する子育ての相談、保護者同士の交流機会の提供など、地域における子どもの健やかな成長と保護者への支援を行っている。

（資料編：資料11～13参照）

③ 幼保一体化園

市立塩浜西保育園と市立塩浜幼稚園による幼保一体化園（塩浜みどり園）は、幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設として、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）による規制の特例措置の認定を受けて、平成17年度から運営している。

塩浜みどり園の4・5歳児の各学級には、保育士と幼稚園教諭の資格・免許を併有する保育園籍の保育士と幼稚園籍の幼稚園教諭が配置されており、保育園と幼稚園の両者のよい面を取り入れるため、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿った「四日市式幼保一体化カリキュラム」に基づき、保育園児と幼稚園児が各学級の同じ保育室で、合同で保育している。

（資料編：資料14～15参照）

塩浜みどり園の一日の流れ

1～2歳	時間	3歳～5歳	
		保育園児	幼稚園児 (4・5歳児)
随時登園（健康観察）	7:30	随時登園（健康観察）	
随時登園（健康観察） 遊び	8:30	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 共通時間 登園 遊び クラス単位での活動 片づけ など 給食準備・給食・午睡（必要に応じて） 午後の遊び・帰りの集まり </div>	
おやつ 遊び	9:30		
給食 睡眠	∫ 11:15		
	∫		
	14:30	おやつ準備	降園
おやつ	14:45	おやつ	
随時降園	15:30	随時降園	
	∫ 18:00		

(4) 幼稚園・保育園における利用者負担

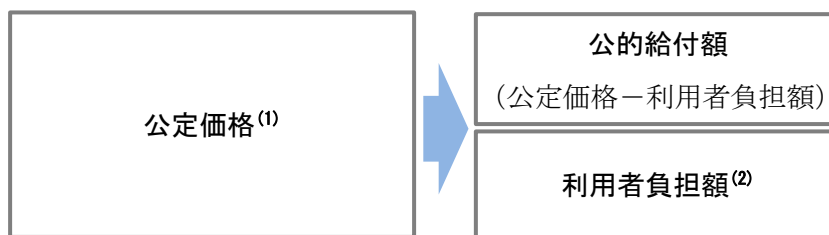
本市の公立・私立の幼稚園及び保育園の利用者負担額は、大きく分類すると、公立幼稚園、私立幼稚園、公立・私立保育園で負担額の設定が異なっており、その負担額の設定は、公立幼稚園を除き、利用者の負担能力に応じた負担額（応能負担）で設定されているのに対し、公立幼稚園は一部の所得の低い階層を除き、一律6,900円の負担額（応益負担）となっている。

基本的に、幼稚園は、文部科学省が所管する学校教育法及び私立学校法に基づき、それぞれ設置された学校であって、公立幼稚園の負担額と私立幼稚園の負担額（各園で設定）が異なっているのに対し、保育園は、厚生労働省が所管する児童福祉法に基づき、保育の実施が義務付けられている市（公立）と、その委託を受けて実施する私立で実施されていることから、公立・私立の区別はなく、同じ負担額となっている。

（資料編：資料 16 参照）

こうした状況の中で、内閣府主導のもと進められた子ども・子育て支援新制度においては、「すべての子どもが健やかに成長するように支援する」としたうえで、これまでの制度を存置しながらも、市町村を実施主体とする、幼稚園、保育園の共通の新たな財政措置（給付）を創設している。

そのため、本市を含めた各市町村は、新たな財政措置の基礎として国が公表した公定価格と利用者負担額の基準額（上限額）をもとに、新制度に移行する幼稚園と保育園の利用者負担額を新たに設定することが求められることになった。



新制度のもと、本市の保育園は、平成27年度から新制度に移行し、利用者負担額はこれまでと同水準に、新制度が適用される公立幼稚園の利用者負担額は従来の額で、また、新制度移行を選択した私立幼稚園の1園の利用者負担額は、国が示す利用者負担の基準額を基に設定している。

（資料編：資料 17～18 参照）

-
- (1) 公定価格・・・子どもの年齢、利用する施設の形態、施設の所在する地域、施設の規模等を勘案して、教育・保育に通常要する費用を国が算定したもの。
- (2) 利用者負担額・・・公定価格のうち、利用者が負担する金額を国が定め、その金額を限度として、市町村が独自に設定するもので、施設の形態（幼稚園・保育園等）ごとに、利用者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して負担額が設定されるもの。

2. 就学前教育・保育のあり方（方向性）について

（1）教育・保育環境

就学前教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの状況や発達過程を踏まえた適切な環境を通して、実施されなければならない。

特に、幼児期における教育は、発達の段階に応じて、様々な対象（物的、人的、自然的、社会的）と直接的、間接的に関わりながら、幼児の生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などはぐくみ、社会とかかわる人として生きていくための基礎、すなわち「生きる力」の基礎を培っていくことが大切である。

幼児期は、諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い総合的に発達していくのであり、このことを踏まえて幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、発達の側面から、5つの領域（「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」）をねらいとして示している。就学前教育・保育は、これらのねらいが達成されるよう、遊びや生活を通して総合的に指導されるものでなければならない。

そのため、本市の第2次四日市市学校教育ビジョン（平成23年度～27年度）では、「生きる力」、「共に生きる力」をはぐくむという理念を掲げ、「遊びを通しての総合的な指導」、「1人1人の幼児の発達の特性に応じた指導」、「道徳性や規範意識の芽生えを培う活動の充実」、「教師の役割と教育活動の展開」及び家庭や地域、幼保小中との「連携を重視した教育の推進」という5つの指導方針のもと、就学前教育・保育の充実を目指している。

(2) 幼児期にふさわしい教育環境の適正化

幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎を培う時期であるため、様々な体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営めるようにすることが大切である。

幼児の生活は、食事、衣服の着脱や片づけなどの生活習慣にかかわる部分と遊びを中心とする部分に大分されるが、幼児期における教育は、このような活動が連続性をもちながら生活のリズムに沿って展開される。その特徴として、同年代の幼児との集団生活を営む場であり、援助を行う教師と共に生活する場と言えるが、その中で一人一人の幼児が十分に自己を発揮することによって、その心身の発達が促されていく。

また、幼児期には社会性が著しく発達していく時期であり、多数の同年代の幼児同士が相互にかかわり合い、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をしていく過程の中で、主体性や社会的態度を身に付けていくのであり、幼児同士が十分にかかわって展開する生活を大切にすることが重要である。一方、教師は、幼児の知的好奇心、興味や関心を喚起し、幼児同士、幼児と「もの」、「状況」とのかかわりがより豊かになるように適切な環境をつくり、援助していくことが大切である。

現在、公立幼稚園の園児数が減少傾向にあり、そのなかでも園児数が著しく減少している6施設（平成27年4月現在）の公立幼稚園では、4歳児と5歳児の混合クラスで園運営が実施されているが、こうした園児数の減少により、集団生活における教育環境の確保が困難な公立幼稚園においては、より適切な、幼児の心身の発達にとってふさわしい教育環境の適正化を図ることが必要である。

(3) 教育環境の適正化に向けた基本的な方針

① 1学級あたりの園児数（学級規模）における適正基準について

学校教育法に基づき、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）で定められている1学級の園児数は35人以下を原則とされているが、現在、本市の公立幼稚園では、4歳児、5歳児の1学級単位の園児数が、それぞれその半数の18人に満たない園で混合クラスの園運営を行っていることから、1学級あたりの園児数の適正な規模は、18人を下回らない人数とすることが適当と言える。

そのうえで、各園の子どもの育ちの状況や支援の必要な家庭の状況などを勘案し、実態に応じた柔軟性のある対応が必要である。

また、学級編成において1学級あたりの園児数が31人以上になる場合は、加配教員を配置するなど、教育の質の維持・向上に配慮することも必要である。

②学級数における適正基準について

幼児期における教育は、前記（2）で記述するように、多数の幼児同士が刺激し合い、切磋琢磨しながら様々な体験を得られるような環境の中で、主体性や社会的態度を身に付けていくものである。

そのため、各園においては、1学級あたりの園児数の適正基準に基づく集団規模を確保しつつ、4歳児と5歳児の発達過程（年齢）に応じた学級編成が可能な規模で教育を提供する必要がある。

③適正配置における基本的な方針

園児数の減少が続き、集団生活における効果を期待することが困難な公立幼稚園においては、幼児期における子どもの心身の発達にとってふさわしい教育環境を確保していくことが重要である。

そのため、園児数及び学級数の適正基準に基づいた教育環境を確保し、適正な規模のもとで集団生活を営むことができる場を提供していくことが必要である。

一方、市内には、公立・私立合わせて37園の幼稚園が、幼稚園教育要領に基づく教育の実践を基本としながら、それぞれ特色を持った園運営を行っている。こうした中で、公立園においては、これまでの実績と経験を活かしながら、発達に不安のある子どもや支援が必要な家庭等の子どもの就学前教育の充実と就園機会の確保に努めるとともに、すべての子どもが就学前教育・保育を受けることができるように、地域的なバランスを勘案しながら、適正な配置を検討することが必要である。

また、適正な配置の検討にあたっては、適正な規模の集団生活を営むことができる場を確保する方策の1つとして、公立幼稚園と公立保育園の一体化が可能な園においては、幼保連携型認定こども園としての対応が求められる。

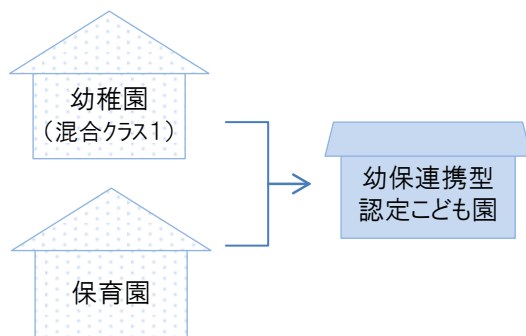
(4) 基本的な方針の具体的な対応

前記(3)「③適正配置における基本的な方針」に基づき、地域的なバランスを勘案しながら、適正な配置に向けた次の具体的な対応の検討を進め、幼児期にふさわしい教育環境の適正化を図る必要がある。

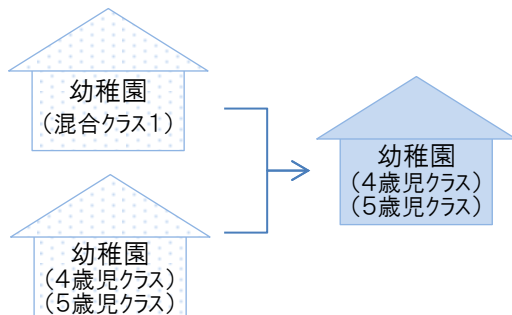
【具体的対応1】

すでに混合クラスで園運営を行っている公立幼稚園については、公立保育園との幼保連携型認定こども園、あるいは統合を検討する。

① 近隣に公立保育園がある。

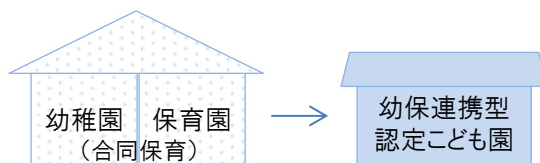


② 近隣に他の公立幼稚園がある。



【具体的対応2】

現在、幼保一体化園の施設は、幼保連携型認定こども園とする。



なお、これらの対応を行った後も、将来において、園児数の著しい減少により適正基準を下回る規模となった園については、具体的対応1を基本とした検討を適宜行う。

(5) 子育て支援の充実

近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化、また共働き家庭やひとり親家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの基本的認識のもと、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、子どもが保護者との温かなつながりに支えられ、健やかに成長できるよう、子育て家庭への支援を行うことが大切である。

そのため、各園では家庭や地域における教育力の向上を目指し、施設の開放や子育ての相談、保護者同士の交流機会の提供など、子どもの保護者や地域の子育て家庭への一層の支援充実を図ることが重要である。

(6) 就学前教育・保育の質の向上

就学前教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであることから、子どもの心身の発達にとってふさわしい教育環境の適正化を図り、就学前教育・保育の充実を図ることが重要である。

また、一人一人の特性や育ちに応じた教育・保育の提供はもとより、家庭や地域、各園・小中学校との連携や子育て家庭への支援を行う幼稚園や保育園においては、幼稚園教諭や保育士等の職員の担う役割は極めて重要である。

そのため、幼稚園や保育園では、職種や年代ごとの課題に応じた研修等を実施して職員の専門性を高めるなど、職員の資質向上に努めるとともに、園間交流等を通じて、相互理解も一層高めていく必要がある。

(7) 就学前教育・保育における利用者負担の適正化

子ども・子育て支援新制度が始まり、新制度の適用を受ける公立幼稚園と新制度移行を選択した私立幼稚園の利用者負担額は、現在のところ、従来の負担額や国が示す利用者負担額の基準額をもとに定めているが、子ども・子育て支援新制度の趣旨を鑑み、就学前教育・保育における利用者負担の適正化の観点から、今後の幼稚園の利用者負担額を検討する必要がある。

≪ I. 幼稚園の利用者負担額の設定にあたっての基本的な方針 ≫

1 応能負担とする

園児が属する世帯の所得（負担能力）に応じた設定とする。

2 公立・私立とも同額とする

就学前教育を受ける場合の利用者負担額は、新制度上の施設である場合には、どの施設も同じ設定とする。

3 国が示す利用者負担の基準額を基本に、次のことを踏まえた市独自の利用者負担額を設定する

【国基準の利用者負担額（満3歳以上）】

階層区分	推定年収	利用者負担額
生活保護世帯	—	0円
市町村民税所得割非課税世帯	～270万円	3,000円
市町村民税所得割課税額77,100円以下	～360万円	16,100円
市町村民税所得割課税額211,200円以下	～680万円	20,500円
市町村民税所得割課税額211,201円以上	680万円以上	25,700円

① 所得に応じた階層区分を5階層から8階層に増やす

国基準の利用者負担額は、階層区分が5階層しかなく、負担額の変動幅が大きいいため、所得の増加で階層区分が変わったとき、負担額が大幅に上昇しないよう、階層を増やして階層間の間差をなだらかにする。

国 基 準			市 基 準 (案)	
階層区分	推定年収	負担額	階層区分	負担額
生活保護世帯	—	0円	生活保護世帯	0円
市町村民税所得割非課税世帯	～270万円	3,000円	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円
市町村民税 77,100円以下	～360万円	16,100円	市町村民税 48,599円以下	8,500円
市町村民税 211,200円以下	～680万円	20,500円	市町村民税 62,850円以下	12,300円
市町村民税 211,201円以上	680万円 以上	25,700円	市町村民税 77,100円以下	16,100円
			市町村民税 144,150円以下	18,300円
			市町村民税 211,200円以下	20,500円
			市町村民税 211,201円以上	25,700円

※表中の「市町村民税」は、市町村民税所得割課税額のみ算定に適用します。（次頁②の表中も同じ）

- ② 3歳児の負担額から約2割減額した「4・5歳児」の負担額を市独自に設定する
 国が示す公定価格（一人あたりの保育にかかる費用）を当てはめると、4・5歳児の保育にかかる費用が3歳児に比べて約2割低いため、保育園における市の利用者負担額と同様、国の基準にはない独自の体系を設定し、保育園利用者との均衡を図る。

○ 国が示す公定価格を当てはめると

幼稚園 3歳児 36,150円
 4・5歳児 29,280円
 $29,280円 \div 36,150円 = 80.99\% \Rightarrow 19\% \text{の減額}$

これを上記の金額に適用すると下記のとおり

市 基 準 (案)		
階層区分	負担額 3歳児	負担額 4・5歳児
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税所得割非課税世帯	3,000円	2,400円
市町村民税 48,599円以下	8,500円	6,900円
市町村民税 62,850円以下	12,300円	10,000円
市町村民税 77,100円以下	16,100円	13,000円
市町村民税 144,150円以下	18,300円	14,800円
市町村民税 211,200円以下	20,500円	16,600円
市町村民税 211,201円以上	25,700円	20,800円

- ③ 給食費の副食代相当 2,600円/月を減じて設定する

保育園利用者の利用者負担額には給食費の副食代相当額が含まれている。幼稚園利用者は利用者負担額とは別に給食費を負担するため、保育園の副食代相当額を減じた利用者負担額を設定する。

- ④ 同じ所得のとき、保育園の利用者負担額よりも低い負担額で設定する

認定こども園を見通した場合、①から③までを踏まえて算定した幼稚園利用者（概ね6時間）の負担額が、同じ施設の短時間保育（8時間を上限）の利用者より、高くないように設定する。

《Ⅱ. 実施（適用開始）の時期についての基本的な方針》

1. 公立幼稚園における新たな利用者負担額は、平成29年度の入園児から適用を開始し、開始年度に在園する園児の適用はしない

	平成28年度の状況	平成29年度の状況	平成30年度の状況
平成27年度の入園児			
平成28年度の入園児			
平成29年度の入園児			
平成30年度の入園児			

- 現在の利用者負担額
- 新たな利用者負担額

新たに設定する利用者負担額は、市議会の議決を経て決定されること、また、公立幼稚園の場合、8割程度の世帯が増額となる見込みであることから、入園手続の際に説明を行った上での対応が必要である。

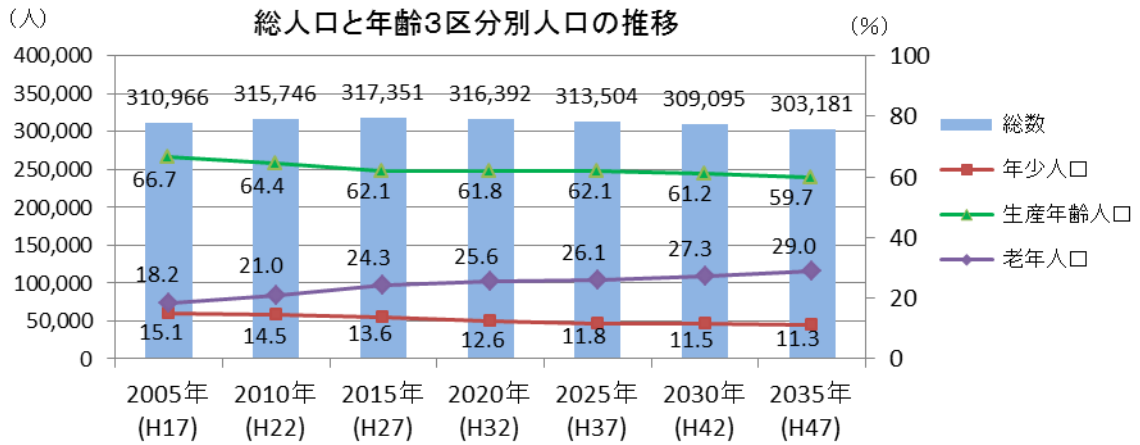
そのため、新たに設定する利用者負担額は、平成29年度の入園手続の際に説明を行い、平成29年度の入園児から適用を開始するのが適当である。

2. 私立幼稚園（新制度移行園）における新たな利用者負担額は、平成28年度から適用開始が可能

新たに設定する利用者負担額は、国の示す利用者負担額よりも減額されていることから、実施に伴い利用者に不利益を生じさせることがないと予想されるため、即時実施が可能である。

3 . 資 料 編

資料1. 本市の総人口と年齢3区分別人口の推移【1-(1)関係】



四日市市総合計画 (H23-H32) 策定時の基礎資料より

資料2. 本市の出生数と出生率の推移【1-(1)関係】

○出生数の推移

(人)

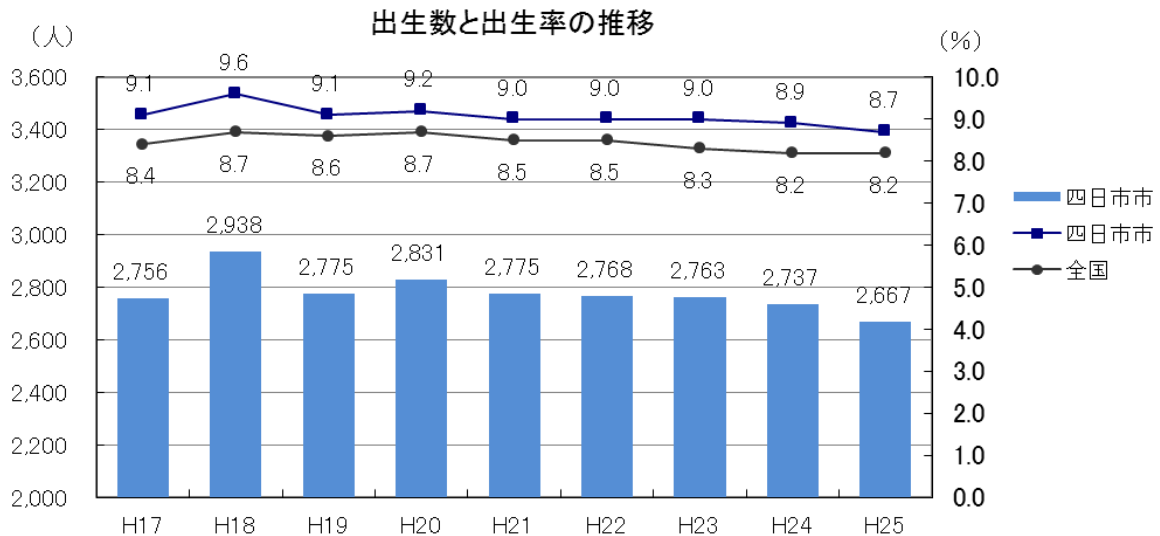
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
四日市市	2,756	2,938	2,775	2,831	2,775	2,768	2,763	2,737	2,667

○出生率の推移

(%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
四日市市	9.1	9.6	9.1	9.2	9.0	9.0	9.0	8.9	8.7
三重県	8.4	8.6	8.6	8.6	8.6	8.4	8.3	8.1	8.1
全国	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2

出生率は、人口1,000人あたりにおける1年間の出生数の割合をいう。



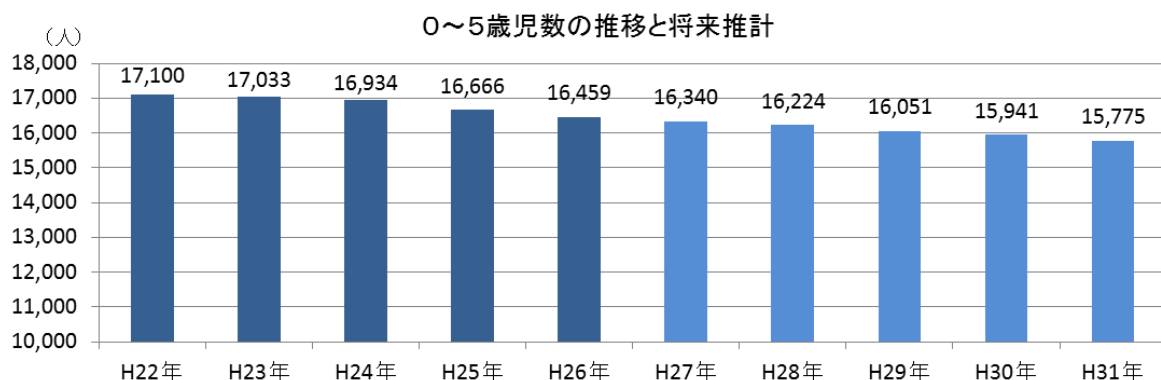
三重県衛生統計年報より

資料3. 本市の0～5歳児数の推移と将来推計【1-(1)関係】

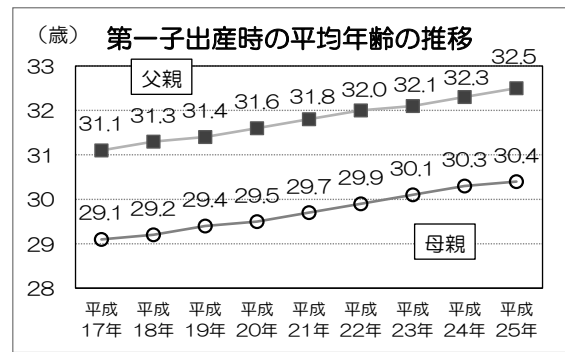
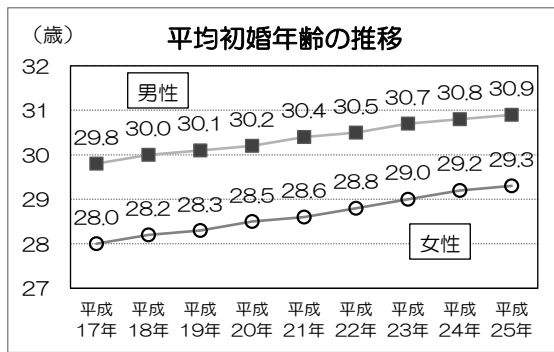
(人)

年度 年齢	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	2,779	2,828	2,735	2,768	2,656	2,691	2,660	2,635	2,621	2,588
1歳	2,843	2,812	2,880	2,756	2,785	2,687	2,721	2,690	2,665	2,651
2歳	2,803	2,824	2,773	2,828	2,728	2,751	2,654	2,688	2,657	2,632
3歳	2,984	2,802	2,798	2,753	2,785	2,707	2,730	2,634	2,667	2,636
4歳	2,781	2,974	2,766	2,795	2,736	2,769	2,691	2,714	2,618	2,651
5歳	2,910	2,793	2,982	2,766	2,769	2,735	2,768	2,690	2,713	2,617
計	17,100	17,033	16,934	16,666	16,459	16,340	16,224	16,051	15,941	15,775

H27年～H31年の将来推計による子どもの数は、過去5年間（H22年～H26年）における各年4月現在の実績人口より、コーホート変化率法を用いて算出しています。

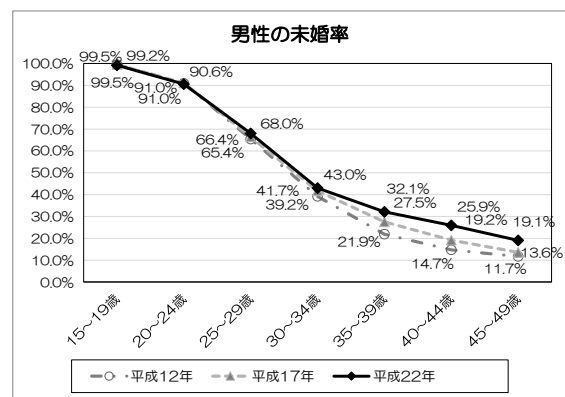
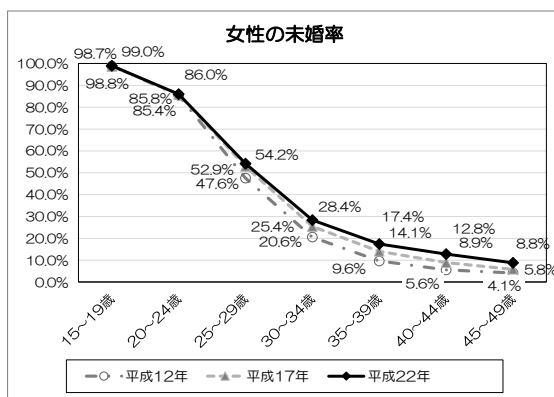


資料4. わが国における平均初婚年齢と第一子出産時の平均年齢の推移【1-(1)関係】



人口動態調査より

資料5. 本市の未婚率の推移【1-(1)関係】



国勢調査より

資料6. 幼稚園・保育園の園児数の状況【1-(2)-②関係】

各年5月1日現在の人数

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
公立幼稚園	1,631	1,619	1,603	1,527	1,372	1,253	1,249	1,224	1,085	1,029	1,007
私立幼稚園	3,221	3,347	3,334	3,237	3,080	3,134	3,145	3,198	3,209	3,138	3,073
計	4,852	4,966	4,937	4,764	4,452	4,387	4,394	4,422	4,294	4,167	4,080

※公立幼稚園は4歳と5歳、私立幼稚園は満3歳～5歳の園児数を表しています。

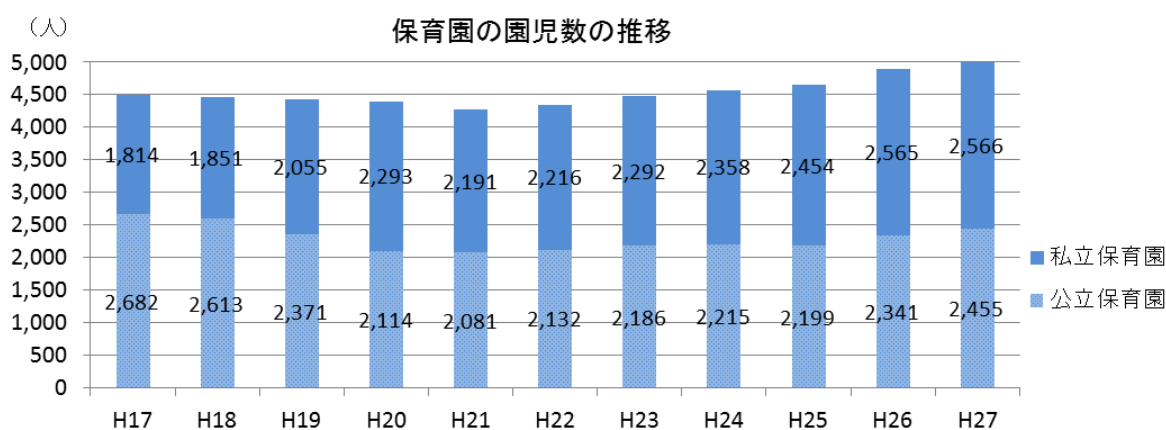
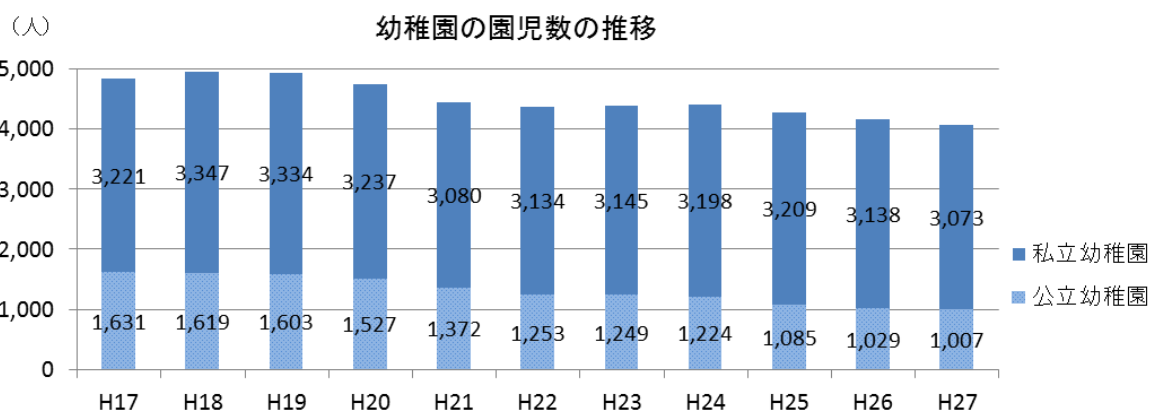
各年4月1日現在の人数

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
公立保育園	2,682	2,613	2,371	2,114	2,081	2,132	2,186	2,215	2,199	2,341	2,455
私立保育園	1,814	1,851	2,055	2,293	2,191	2,216	2,292	2,358	2,454	2,565	2,566
計	4,496	4,464	4,426	4,407	4,272	4,348	4,478	4,573	4,653	4,906	5,021

※0歳～5歳の園児数を表しています。

(人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
幼保合計	9,348	9,430	9,363	9,171	8,724	8,735	8,872	8,995	8,947	9,073	9,101

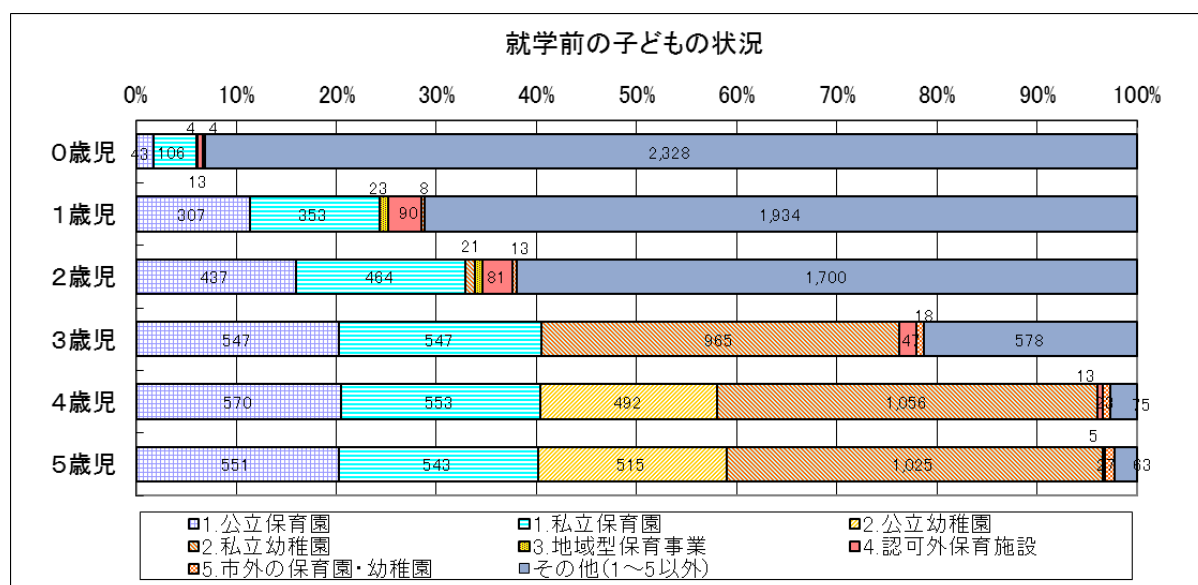


資料7. 就学前の子どもの状況【1-(2)-②関係】

平成27年4月現在の状況

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
就学前の子どもの数		2,498	2,715	2,743	2,702	2,782	2,729	16,169
1. 保育園	公立	43	307	437	547	570	551	2,455
	私立	106	353	464	547	553	543	2,566
2. 幼稚園	公立	—	—	—	—	492	515	1,007
	私立	—	—	27	965	1,056	1,025	3,073
3. 地域型保育事業		4	23	21	—	—	—	48
4. 認可外保育施設		13	90	81	47	13	5	249
5. 市外の保育園・幼稚園		4	8	13	18	23	27	93
1～5以外		2,328	1,934	1,700	578	75	63	6,678

幼稚園は平成27年5月1日現在の園児数で表しています。



資料8. 公立・私立幼稚園一覧【1-(3)-①関係】

平成27. 5. 1現在

幼稚園名（公立）	所在地	園児数						市外在住 の園児数	総園児数	定員	定員に 対する割合	
		4歳児		5歳児		計						
		園児	級	園児	級	園児	級					
四日市幼稚園	元町10-4	12	1	32	1	44	2	—	44	70	62.9%	
橋北幼稚園	高浜町1-4	10	—	11	1	21	1	—	21	70	30.0%	
富田幼稚園	富田1-24-26	21	1	19	1	40	2	—	40	140	28.6%	
海蔵幼稚園	大字東阿倉川580	35	1	32	1	67	2	—	67	140	47.9%	
納屋幼稚園	蔵町5-8	休園中						—	—	—	—	—
泊山幼稚園	前田町1-19	45	2	42	2	87	4	—	87	140	62.1%	
内部幼稚園	采女町911	35	1	39	2	74	3	—	74	140	52.9%	
川島幼稚園	川島町1725	19	1	33	1	52	2	—	52	70	74.3%	
神前幼稚園	高角町338-1	9	—	12	1	21	1	—	21	70	30.0%	
三重幼稚園	東坂部町110-1	26	1	19	1	45	2	—	45	70	64.3%	
保々幼稚園	西村町2738	17	—	14	1	31	1	—	31	140	22.1%	
下野幼稚園	朝明町464	24	1	20	1	44	2	—	44	70	62.9%	
羽津幼稚園	大宮西町19-22	38	2	30	1	68	3	—	68	140	48.6%	
富洲原幼稚園	富洲原町31-14	18	1	19	1	37	2	—	37	140	26.4%	
高花平幼稚園	高花平2-1-56	7	—	10	1	17	1	—	17	70	24.3%	
大矢知幼稚園	大矢知町3255	26	1	32	1	58	2	—	58	70	82.9%	
八郷中央幼稚園	千代田町265-1	12	1	18	1	30	2	—	30	70	42.9%	
桜幼稚園	桜町1420	21	1	12	1	33	2	—	33	140	23.6%	
常磐中央幼稚園	ときわ5-4-53	49	2	52	2	101	4	—	101	140	72.1%	
塩浜幼稚園	大字塩浜887-1	8	—	3	1	11	1	—	11	20	55.0%	
笹川中央幼稚園	笹川3-157	15	1	18	1	33	2	—	33	140	23.6%	
三重西幼稚園	三重3-130	12	—	12	1	24	1	—	24	70	34.3%	
楠北幼稚園	楠町北五味塚2060-63	25	1	31	1	56	2	—	56	210	26.7%	
楠南幼稚園	楠町南五味塚275-1	8	—	5	1	13	1	—	13	140	9.3%	
計		492	19	515	26	1,007	45	—	1,007	2,470	40.8%	

※ 塩浜幼稚園は「幼保一体化」園として市立塩浜西保育園にて合同保育

幼稚園名（私立）	所在地	園児（学級）数						市外在住 の園児数	総園児数	定員	定員に 対する割合
		満3歳	3歳	4歳	5歳	計					
暁幼稚園	天カ須賀五丁目2-5	—	44	51	45	140	(9)	59	199	220	90.5%
エンゼル幼稚園	千代田町459	0	154	158	158	470	(16)	36	506	480	105.4%
富田文化幼稚園	大字茂福905-4	0	41	57	52	150	(9)	5	155	200	77.5%
羽津文化幼稚園	別名五丁目4-31	2	78	81	81	242	(11)	1	243	480	50.6%
ひかり幼稚園	伊倉二丁目8-23	4	89	81	81	255	(10)	0	255	300	85.0%
まきば幼稚園	松本三丁目1-37	—	34	34	36	104	(6)	1	105	145	72.4%
海の星カトリック幼稚園	十七軒町2-4	—	13	20	12	45	(3)	5	50	100	50.0%
あおい幼稚園	大矢知町2700	9	153	156	133	451	(18)	8	459	480	95.6%
桜あおい幼稚園	智積町6104	2	58	75	90	225	(12)	42	267	400	66.8%
ときわ幼稚園	西松本町15-10	2	86	92	92	272	(9)	1	273	280	97.5%
津田第一幼稚園	笹川一丁目106-2	3	87	93	108	291	(11)	6	297	440	67.5%
津田第二幼稚園	笹川七丁目52	2	51	60	50	163	(7)	1	164	360	45.6%
津田三滝幼稚園	川島町6513	2	50	63	63	178	(9)	7	185	240	77.1%
めぐみの園幼稚園	室山町475-1	1	27	35	24	87	(5)	1	88	120	73.3%
計		27	965	1,056	1,025	3,073	(135)	173	3,246	4,245	76.5%

資料9. 公立幼稚園の教員の配置の状況【1-(3)-①関係】

1. 23園全体の教員数の状況

(人)

職員区分	人数	内訳	
園長	22		
正規職員	50	(担任)	36
		(人権推進)	3
		(フリー)	4
		(産育休等)	7
嘱託職員	14	(担任)	9
		(支援加配)	4
		(産育休等)	1
臨時職員	56	(混合対応副担任)	6
		(少人数加配)	3
		(支援加配)	47
合計	142		

※平成27年4月1日現在の人数で表しています。

2. 園別教員数の状況

(人)

園名	園児数	教員総数	教員数		備考
			正規職員 (園長含む)	嘱託・臨時職員	
四日市幼稚園	44	8	3	5	
橋北幼稚園	21	4	2	2	
富田幼稚園	40	7	4	3	
海蔵幼稚園	67	7	4	3	
泊山幼稚園	87	10	5	5	
内部幼稚園	74	10	5	5	
川島幼稚園	52	6	3	3	
神前幼稚園	21	5	3	2	
三重幼稚園	45	6	3	3	
保々幼稚園	31	5	3	2	
下野幼稚園	44	6	3	3	
羽津幼稚園	68	8	3	5	
富洲原幼稚園	37	6	3	3	
高花平幼稚園	17	4	2	2	
大矢知幼稚園	58	6	3	3	
八郷中央幼稚園	30	5	3	2	
桜幼稚園	33	5	3	2	
常磐中央幼稚園	101	11	6	5	
塩浜幼稚園	11	3	2	1	幼保一体化園
笹川中央幼稚園	33	6	2	4	
三重西幼稚園	24	4	2	2	
楠北幼稚園	56	6	3	3	
楠南幼稚園	13	4	2	2	
	1,007	142	72	70	

※園児数は平成27年5月1日現在、教員数(休職中の職員を含む。)は平成27年4月1日現在の人数で表しています。

資料 10. 幼稚園の特別支援教育及び子育て支援等の状況（平成 26 年度）【1-(3)-①関係】

教育内容等	内 容	公立幼稚園	私立幼稚園	備 考	
特別支援教育	特別支援保育について、発達度の確認を行いながら、重度の症状である園児も含め、その園児に応じた支援を行っている。	重度	7 人	支援が必要な在籍園児数 (H27年1月現在)	
		中度	6 2 人		8 人
		軽度	1 2 4 人		1 9 人
人権・同和教育等	関係機関（保育園、小・中学校、人権プラザ等）と連携し、園児たちの生活実態を把握したうえでの保育を実施したり、また、外国人園児に対して、園生活に適応できるよう日本語指導を実施したりする。	3 園		人権教育推進担当職員の配置 園数	
		3 6 人		外国人在籍園児数	
家庭支援を含めた保育の提供	児童虐待が疑われたり、不登園の傾向があるなど、気になる園児の家庭支援を含めた保育の提供を行う。	2 7 件		家庭児童相談室へ実態報告 (経過報告)が必要な件数	
		1 4 件	3 件	小学校への入学予定の「気になる児童」の状況報告件数 (H27年度入学予定者)	
預かり保育	通常保育終了後に、在園児の一時預かりを実施し、保護者に対する育児支援及び園児の健全育成を図る。		○		
3 歳児保育	(保護者の就労用件等に関係なく、) 満 3 歳児からの (3 年) 保育を実施し、集団生活などを早期から体験していく。		○		
子育て支援	園の開放や、親子や子ども同士の交流、地域交流、育児の相談などを通して、入園していない地域の子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援する。	○	○		
通園バスによる広域保育	就学前教育の提供として、保護者に園の選択を可能とさせるため、バスによる通園とする。		○		

人数等は、平成 26 年度における実績を記載しています。

資料 1 1. 公立・私立保育園一覧【1-(3)-②関係】

平成27. 4. 1 現在

園名	所在地	市内在住の園児数								市外在住の園児数	総園児数	定員	定員に対する割合
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計					
公立	橋北保育園	川原町26-7	1	12	18	27	20	22	100	—	100	120	83.3%
	富洲原保育園	富洲原町31-35	4	17	23	21	21	20	106	—	106	140	75.7%
	塩浜西保育園	柳町33	1	10	12	17	23	26	89	—	89	90	98.9%
	四郷保育園	室山町233	0	15	18	31	29	36	129	—	129	140	92.1%
	羽津保育園	羽津中二丁目3-2	0	19	24	35	30	29	137	—	137	150	91.3%
	あがた保育園	赤水町966-1	0	10	18	21	22	17	88	—	88	100	88.0%
	大矢知保育園	松寺一丁目11-12	1	12	23	21	27	26	110	—	110	130	84.6%
	中央保育園	元新町2-17	1	15	20	27	24	31	118	—	118	130	90.8%
	ときわ保育園	ときわ五丁目1-12	5	16	29	39	42	43	174	—	174	200	87.0%
	富田保育園	富田二丁目12-9	0	15	17	22	24	21	99	—	99	110	90.0%
	海蔵保育園	大字西阿倉川883-1	4	14	24	27	29	26	124	—	124	140	88.6%
	下野保育園	あさけが丘二丁目1-156	0	10	16	14	12	6	58	—	58	80	72.5%
	内部保育園	采女町1576-1	0	11	18	30	45	21	125	—	125	150	83.3%
	磯津保育園	大字塩浜3050-2	0	5	5	6	9	7	32	—	32	50	64.0%
	坂部保育園	坂部が丘五丁目1-3	0	11	12	12	16	22	73	—	73	90	81.1%
	保々保育園	西村町2725-1	5	11	14	18	23	26	97	—	97	110	88.2%
	笹川保育園	笹川六丁目29-1	0	16	17	28	29	27	117	—	117	120	97.5%
	神前保育園	高角町2985-1	3	9	15	19	23	24	93	—	93	100	93.0%
	日永中央保育園	日永西四丁目1-29	4	16	22	26	30	30	128	—	128	140	91.4%
	笹川西保育園	笹川九丁目16-3	3	12	16	18	21	16	86	—	86	100	86.0%
桜台保育園	桜台一丁目35-28	2	8	16	12	21	22	81	—	81	100	81.0%	
下野中央保育園	朝明町498-1	1	9	17	22	15	20	84	—	84	100	84.0%	
八郷西保育園	あかつき台一丁目2-89	0	14	16	15	9	7	61	—	61	80	76.3%	
くす南保育園	楠町南五味塚752	3	12	15	24	26	26	106	—	106	120	88.3%	
くす北保育園	楠町北五味塚43	5	8	12	15	0	0	40	—	40	60	66.7%	
	計	43	307	437	547	570	551	2,455	—	2,455	2,850	86.1%	
私立	日永保育園	日永二丁目13-23	0	10	19	25	26	21	101	0	101	100	101.0%
	にじのはな保育園	前田町14-20	5	11	16	18	11	11	72	1	73	90	81.1%
	浜田保育園	浜田町10-15	4	10	12	18	19	22	85	0	85	90	94.4%
	ローズ幼児園	桜町534	5	9	18	27	30	32	121	5	126	130	96.9%
	海山道保育園	海山道町一丁目57	5	19	17	28	23	34	126	0	126	120	105.0%
	愛華保育園	平津町844-1	5	16	21	23	20	21	106	0	106	100	106.0%
	三重愛育保育園	生桑町14-3	5	16	23	37	39	39	159	3	162	160	101.3%
	みのり保育所	大宮町26-5	4	16	18	20	20	20	98	0	98	100	98.0%
	かわしま保育園	三滝台四丁目4-4	1	15	17	24	28	22	107	1	108	110	98.2%
	大谷台保育園	大谷台一丁目82	3	12	18	20	25	25	103	0	103	110	93.6%
	フジ保育園	東坂部町150-4	1	13	19	22	22	24	101	5	106	110	96.4%
	いずみ保育園	三重六丁目129	1	14	18	25	24	24	106	2	108	110	98.2%
	あがたが丘保育園	あがたが丘一丁目18-4	3	7	18	20	14	25	87	6	93	90	103.3%
	ひよこ保育園	東日野町1611	9	16	19	21	21	19	105	0	105	100	105.0%
	陽光台保育園	浮橋二丁目7-5	3	9	11	20	21	20	84	0	84	80	105.0%
	たいすい保育園	西日野町字今郷1871-7	4	22	27	30	30	28	141	0	141	130	108.5%
	こっこ保育園	東日野町字道之上986-1	9	15	21	18	24	20	107	1	108	100	108.0%
	西浦保育園	久保田二丁目5-3	11	22	20	0	0	0	53	0	53	60	88.3%
	河原田保育園	河原田町387	3	15	20	22	23	20	103	0	103	100	103.0%
	水沢保育園	水沢町2103-5	1	8	12	15	20	13	69	2	71	70	101.4%
	たいすい中央保育園	鶴の森一丁目10-18	5	16	19	20	18	18	96	0	96	90	106.7%
	高花平保育園	高花平二丁目1-53	2	9	11	17	20	17	76	0	76	70	108.6%
	三重保育園	三重一丁目7	2	11	14	9	17	16	69	0	69	70	98.6%
日の本保育園	松原町3-2	5	16	18	29	11	13	92	1	93	100	93.0%	
どんぐり保育園	野田二丁目275-3	6	16	24	24	24	18	112	0	112	110	101.8%	
市外保育園(くまだ保育園、岸田保育園)		4	10	14	15	23	21	87	0	87	-	-	
	計	106	353	464	547	553	543	2,566	27	2,593	2,500	103.7%	
	合計	149	660	901	1,094	1,123	1,094	5,021	27	5,048	5,350	94.4%	

資料 1 2. 公私立保育園で実施する特別保育事業一覧【1-(3)-②関係】

平成27.4.1現在

施設名	年齢	延長	一時	休日	乳児	乳(産)	子育
【 公 立 】							
橋北保育園	1～5		●				
富洲原保育園	0～5				●		
塩浜西保育園	1～5						
四郷保育園	1～5						
羽津保育園	1～5						
あがた保育園	1～5						●
大矢知保育園	1～5						●
中央保育園	1～5	●					
ときわ保育園	0～5				●		
富田保育園	1～5						
海蔵保育園	0～5				●		●
下野保育園	1～5						
内部保育園	1～5						
磯津保育園	1～5						
坂部保育園	1～5						
保々保育園	0～5				●		
笹川保育園	1～5						●
神前保育園	0～5				●		
日永中央保育園	0～5				●		
笹川西保育園	0～5				●		
桜台保育園	1～5						
下野中央保育園	1～5	●					●
八郷西保育園	1～5						
くす北保育園	0～3				●		
くす南保育園	0～5		●		●		
公立小計		2	2	0	9	0	5
【 私 立 】							
日永保育園	1～5	●					
にじのはな保育園	0～5	●			●		
浜田保育園	1～5	●					
ローズ幼児園	0～5	●			●		
海山道保育園	0～5	●	●		●		
愛華保育園	0～5	●	●		●		
三重愛育保育園	0～5	●			●		
みのり保育所	0～5	●	●			●	●
かわしま保育園	0～5	●			●		
大谷台保育園	0～5	●			●		●
フジ保育園	0～5	●			●		
いずみ保育園	0～5	●	●			●	●
あがたが丘保育園	0～5	●				●	
ひよこ保育園	0～5	●	●			●	●
陽光台保育園	0～5	●			●		
たいすい保育園	0～5	●	●			●	●
こっこ保育園	0～5	●	●			●	●
西浦保育園	0～2	●	●	●		●	
河原田保育園	0～5	●	●			●	
水沢保育園	0～5	●	●			●	
たいすい中央保育園	0～5	●	●			●	●
高花平保育園	0～5	●			●		
三重保育園	0～5	●				●	
日の本保育園	0～5	●		●		●	●
どんぐり保育園	0～5	●	●		●		
私立(市内)小計		25	12	2	11	12	8
公私立(市内)合計		27	14	2	20	12	13

※特別支援児の保育は、主に公立保育園にて実施

「延長」:延長保育／「一時」:一時保育／「休日」:休日保育／「乳児」:4か月児からの乳児保育／「乳(産)」:産休明けからの乳児保育
「子育」:子育て支援センター

資料 1 3. 保育園における待機児童の状況【1-(3)-②関係】

(各年10月1日現在の人数)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
0歳児	21	21	21	31	26
1歳児	14	20	18	17	29
2歳児	0	10	7	3	0
3歳児	0	0	0	0	0
4歳児	0	0	0	0	0
5歳児	0	0	0	0	0
合計	35	51	46	51	55

資料 1 4. 幼稚園・保育園の一体的提供における制度及び運営【1-(3)-③関係】

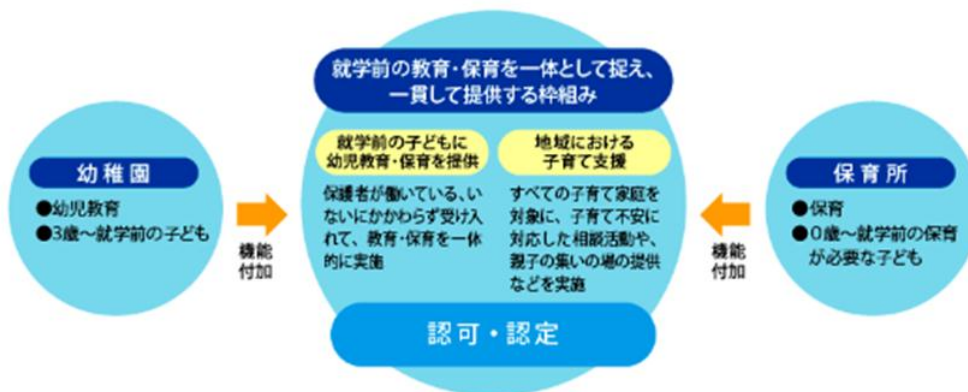
	幼稚園	保育園	幼保連携型 認定こども園
所管	文部科学省	厚生労働省	内閣府 (子ども・子育て本部)
根拠 法令	学校教育法	児童福祉法	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に 関する法律
教育・保育 内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・ 保育要領
目的	幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、心身の発達を助長する。	保護者の委託を受けて、保育の必要性のあるその乳児又は幼児を保育する。	就学前の子どもに教育・保育、 保護者に子育て支援の総合的な提供を 推進する。
対象児	満3歳～就学前	0～就学前	0～2歳児 保育を必要とする乳幼児 3～就学前 全ての幼児
1日の 教育・保育 時間	4時間を標準	8時間を原則	教育認定児 4時間程度 保育認定児 8時間程度
職員 資格	幼稚園教諭免許	保育士資格	保育教諭 (幼稚園教諭免許と 保育士資格の併有者)
職員配置 (国基準)	1学級あたり専任教諭1人 (1学級の幼児数は、 35人以下が原則)	乳児＝3:1 1・2歳児＝6:1 3歳児＝20:1 4・5歳児＝30:1	乳児＝3:1 1・2歳児＝6:1 3歳児＝20:1 4・5歳児＝30:1

認定こども園概要

認定こども園とは？

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

- 1 **就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能**
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- 2 **地域における子育て支援を行う機能**
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけは失いません。

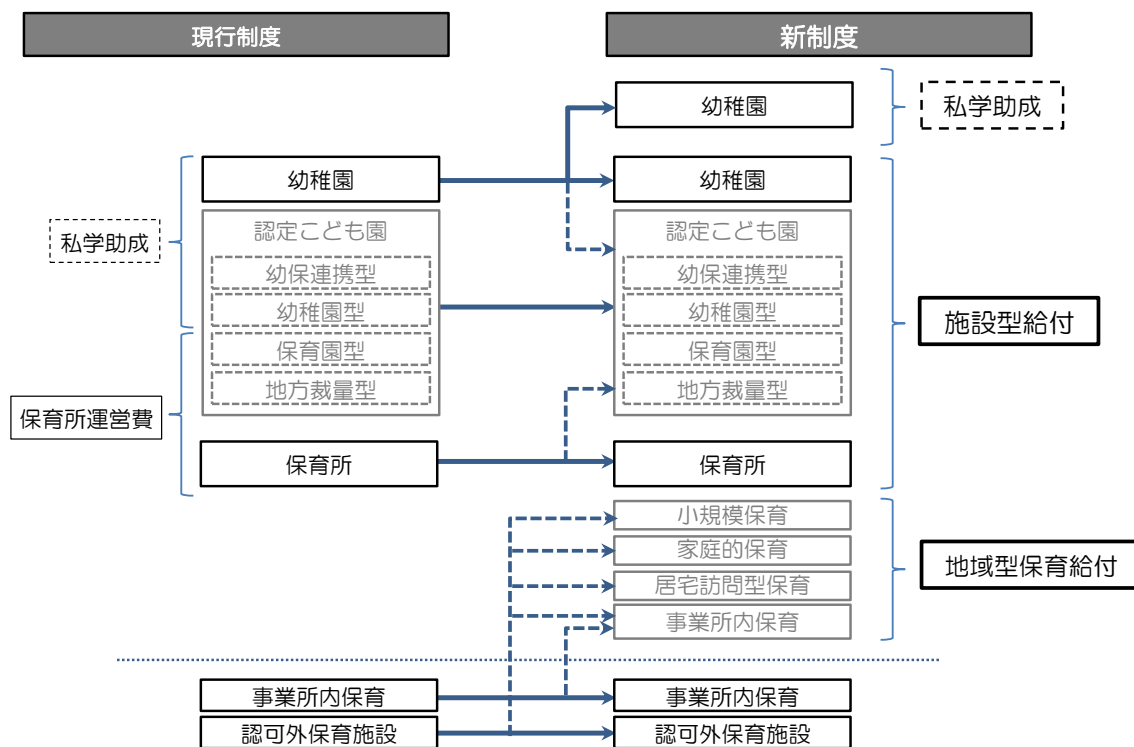
幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

内閣府資料より

資料 1 6 . 平成 2 6 年度の幼稚園・保育園の保育料【1-(4)関係】

1. 公立幼稚園				
保育料 6,900円				
【負担軽減】				
国の「就園奨励費補助制度」に基づく減免(世帯の区分に応じて保育料を減免) [年額]				
		子の区分※		
減免額ランク		第1子	第2子	第3子以降
世帯の区分	1 生活保護世帯	全額	全額	全額
	2 市町村民税非課税世帯	8カ月分	9カ月分	全額
	3 市町村民税所得割非課税世帯	5カ月分	8カ月分	全額
	4 市町村民税所得割5,000円以下世帯	3カ月分	6カ月分	全額
	5 市町村民税所得割10,000円以下世帯	1カ月分	6カ月分	全額
	6 上記以外の世帯	対象外	6カ月分	全額
※子の区分は、小学校3年生までの兄・姉から数えて、園児を第1子、第2子、第3子以降と区分				
2. 私立幼稚園				
保育料 14園の平均23,965円(各園で異なる。18,500円~26,000円)				
【負担軽減】				
① 国の「就園奨励費補助制度」に基づく補助(世帯の区分に応じて年度末に各家庭に支給) [年額]				
		子の区分		
補助額ランク		第1子	第2子	第3子以降
世帯の区分	1 生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
	2 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	199,200円	253,000円	308,000円
	3 市町村民税所得割77,100円以下世帯	115,200円	211,000円	308,000円
	4 市町村民税所得割211,200円以下世帯	62,200円	185,000円	308,000円
	5 上記区分以外の世帯	対象外	154,000円	308,000円
※子の区分は、小学校3年生までの兄・姉から数えて、園児を第1子、第2子、第3子以降と区分				
② 所得にかかわらず年額8,700円補助(年度末に各家庭に支給)				
3. 公立・私立保育園				
保育料 下表「保育料基準額表」に基づき、所得に応じて保育料を設定				
四日市市保育料基準額表				
納入義務者の属する世帯の階層区分		保育料基準額(月額) 単位:円		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳児以上
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
第2	前年度分の市町村民税非課税世帯<母子家庭、在宅障害者(児)のいる世帯のみ>	0	0	0
第3	前年度分の市町村民税非課税世帯<母子家庭、在宅障害者(児)のいる世帯は除く>	6,700 (3,350)	4,900 (2,450)	4,200 (2,100)
第4	市町村民税の額の区分が均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	11,000 (5,500)	7,900 (3,950)	7,300 (3,650)
第5	所得割の額のある世帯	12,200 (6,100)	9,100 (4,550)	8,600 (4,300)
第6	8,500円未満	15,600 (7,800)	11,700 (5,850)	10,800 (5,400)
第7	8,500円以上 40,000円未満	26,400 (13,200)	19,300 (9,650)	16,800 (8,400)
第8	40,000円以上 71,500円未満	35,900 (17,950)	25,000 (12,500)	20,800 (10,400)
第9	71,500円以上 103,000円未満	41,900 (20,950)	27,300 (13,650)	22,600 (11,300)
第10	103,000円以上 258,000円未満	47,600 (23,800)	29,800 (14,900)	25,000 (12,500)
第11	258,000円以上 413,000円未満	52,000 (26,000)	31,900 (15,950)	25,800 (12,900)
第12	413,000円以上	58,500 (29,250)	33,100 (16,550)	26,600 (13,300)

資料 17. 新制度における教育・保育施設の枠組み及び財政措置の概要【1-(4)関係】



資料 18. 国基準の利用者負担額（満3歳以上）【1-(4)関係、2-(7)関係】

階層区分	推定年収	利用者負担額
生活保護世帯	—	0円
市町村民税所得割非課税世帯	～270万円	3,000円
市町村民税所得割課税額77,100円以下	～360万円	16,100円
市町村民税所得割課税額211,200円以下	～680万円	20,500円
市町村民税所得割課税額211,201円以上	680万円以上	25,700円

資料 19. 四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会議委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	所属機関等	備考
稲玉 有吏	四日市市立保育園 園児の保護者 (幼保一体化園：四日市市立塩浜西保育園保護者会 代表)	
岩井 美順	四日市市立幼稚園 (泊山幼稚園長)	
衛藤 真志	四日市私立幼稚園 園児の保護者 (四日市私立幼稚園 P T A 連合会 代表)	
川邊 雅史	四日市市立小学校 (日永小学校長) ※加藤 剛 元常磐小学校長 (~ 第 3 回) から引継	H27 年度 (第 4 回~)
小林 慶太郎	四日市大学 総合政策学部 教授	
佐々木 正利	四日市私立保育連盟 会長	
鈴木 美可	四日市市立保育園 (内部保育園長)	
須永 進	三重大学 教育学部 教授	会長
橋本 宗子	四日市市民生委員・児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部会長	
藤森 仁美	四日市市立幼稚園 園児の保護者 (四日市市立泊山幼稚園 P T A 代表)	
松永 高弘	四日市私立幼稚園協会 会長	

資料 20. 検討経過

	会議の概要
第1回	<p>【平成 26 年 11 月 19 日開催】</p> <p>本市における幼稚園・保育園の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の人口推移等について ・幼稚園・保育園の園児数の推移 ・公立の幼稚園・保育園の現状（充足率、混合クラス、待機児童数）
第2回	<p>【平成 27 年 1 月 30 日開催】</p> <p>本市における幼稚園・保育園の現状について（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園の教員の配置 ・保育園で実施する特別保育事業について ・将来推計人口 ・学級の基準（国、他市） <p>就学前教育における適正な規模等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校規模の基準について ・小規模園に関する本市の対応 ・小規模園のメリット、デメリット
第3回	<p>【平成 27 年 3 月 17 日開催】</p> <p>幼稚園における教育等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育の基本とする事項、内容 ・幼稚園の実施体制、教育・子育て支援の内容 <p>利用者負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額の算定のしくみ、現状比較、新制度への対応 ・28 年度以降の公私立幼稚園の利用者負担
第4回	<p>【平成 27 年 5 月 20 日開催】</p> <p>就学前教育・保育の一体的提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一体的提供の制度及び運営、幼保一体化園の現状 ・新制度における幼保連携型認定こども園 <p>利用者負担について（継続）</p> <p>～新制度における幼稚園・保育園の利用者負担の課題について～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、定額の公立幼稚園の利用者負担額について ・新制度移行園の利用者負担額と保育園の利用者負担額との比較 ・新しい利用者負担額の実施時期
第5回	<p>【平成 27 年 7 月 13 日開催】</p> <p>就学前教育・保育における基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育環境、教育環境の適正化に向けた基本的な方針 <p>利用者負担について（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園利用者の負担についての基本的な考え方 ・国基準の利用者負担額を適用した場合の問題点 ・幼稚園利用者の負担額について
第6回	<p>【平成 27 年 8 月 25 日開催】</p> <p>就学前教育・保育の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方針の具体的な対応 ・幼稚園の利用者負担額の設定及び実施時期の基本的な方針
第7回	<p>【平成 27 年 10 月 8 日開催】</p> <p>幼稚園・保育園のあり方について（まとめ）</p>

4. 別記

「四日市市幼稚園・保育園のあり方について（報告書）」に対する委員の意見について

第7回検討会議（平成27年10月8日）において、本報告書を検討会議の総意としてまとめましたが、各委員からそれぞれの立場における意見として挙げられた内容を、以下のとおり別記する。

<公立幼稚園 園児の保護者>

- 公立の保護者にとっては、3歳児保育の実施をとっても期待している。公立幼稚園の園児数が今の状況に至った要因は、3歳児保育がなかったことに多くあると思う。これまでの経緯にとらわれずに、保護者が平等に子育てができるように、公立幼稚園の3歳児保育の実施を考えてほしい。

また、公立と私立の保育料を同額にするのであれば、公立と私立が同じ土台で教育を行うべきであり、公立も3歳児保育を実施して保護者が平等に選択できるようにしないと保護者は納得しないのではないかと。

- 幼稚園は、義務教育ではなく、親の自由な選択である。保育料が高くても私学の魅力で選ぶ方もいれば、仕事をしたいから保育園を選ぶ方もいるが、家庭の状況で公立を選ぶ方もいるため、保護者が地域で公立幼稚園を選択することができるように、保育料の設定を下げしてほしい。
- 近年の少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化という部分で考えると、子どもが地域で育っていくということは大事なことであり、地域の幼稚園に通わせることで、保護者の子育ての不安がなくなり、安定した気持ちになれると思う。

<公立保育園（幼保一体化園）園児の保護者>

- 保育園・幼稚園、公立・私立といった形態や預けている家庭の状況も違うと思うが、子どもも親もその園を大好きになれる園づくりを進めてほしい。
- 保護者もいろいろな意見をもっているため、市や教育の専門の方等との議論の場には、その意見を吸い上げて議論してほしい。

<四日市私立幼稚園 園児の保護者>

- 保護者や園の方々などそれぞれのグループで議論したことをこういった場でまた議論するような形式でもよかった。
- 検討会議における委員のまとめに対する意見の内容も分かるように報告書に付けてはどうか。

<公立幼稚園 園長会代表>

- 子どもたちが刺激を受け合って育ち合える環境の構築という部分では本当に賛同できるが、年々幼児の姿が多様化してきている中で一人一人にあった教育という点で考えると、18人という基準が少し高いのではないかと考えている。
- 4歳児と5歳児の保育料に違いが出ることがないように、保育料の改定を早くても30年度から一斉実施とし、激変緩和措置として、何年かかけて段階的値上げにしてほしい。

<公立保育園 園長会代表>

- 地域の見守りの中で育ち、地域の繋がりの中で支え合って、やっと保育園に通える家庭やお子さんもみえることを念頭に置いて進める必要がある。

<四日市私立幼稚園協会代表>

- これまでの四日市の幼児教育が成り立ってきた経緯は大事なことであり、例えば公立・私立の保育園の成り立ちもしかり、いろいろな関係で成り立ってきているので、それを考えないで進めることはできないのではないかと。
- 3歳児保育の必要性は分かるが、平等というのであれば、私立の3,300人いる保護者の立場からすると、公立の保育料6900円を私立と同じ額にするべきだと考えるだろう。しかも公立で3歳児保育を行えば、市も膨大な経費、財政支出が必要になってくる。そうしたいろいろなことを含めて、これまで3歳児保育は私立で担ってきたのであると思うが、公立で3歳児保育を行えば、公私の歪みも生じてくる。
- 公立・私立の幼稚園や保育園が今やるべきことは、それぞれの役割、バランスを考えながら、よりニーズに合ったところを保護者が選んでいただけるように考えていくことである。平等と言うならば、どこで平等というのか、一部だけ平等というわけにはいかない。保護者の中でも、それぞれの立場によって、言うことも違ってくると思う。

<四日市私立保育連盟代表>

- 18人という基準が少し高いという意見があったが、保育園では、3歳児のクラスが国基準では20人で運営されていることを考えると、4・5歳児なら人数がもっと多くてもよくなるのではないかと思う。
- 保育料が高いという意見もあったが、今回の方針の内容は、少なくとも国の基準より2割は低額となっているので、かなり安い設定になっている。

<四日市大学教授>

- 公立幼稚園のあり方を考える場合、他の自治体で検討されているように、一部民営化をしていくようなことも議論に挙げたうえで、本当に公立でやるべき部分と私立に移管する部分というものの議論があってもよかったと思う。

<民生委員・児童委員協議会連合会 主任児童委員部会代表>

- 今後、四日市の社会情勢や少子化が顕著に表れてきたとき、設定する保育料でどういう現象が生じるのかといったことも想定しながら、四日市で子育てしたいと思えるような子育て支援の施策ということも考えてほしい。
- 園を選択できる家庭はよいが、選択肢が少ない、選択することができない家庭があるので、その子供たちの保育、養育、教育を確保するためには、数字だけではなく、どのようなことが必要なのか、いろんな視点から考えてほしい。

<四日市市立小学校代表>

- 現在、市立小学校や中学校、幼稚園、保育園では、中学校区単位で学びの一体化に取り組んでいるため、基本的な方針の具体的な対応を進めるにあたっては、教育委員会と連携を図って取り組んでほしい。